

短期入所生活介護重要事項説明書

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

〔第三者契約版〕

当事業所は介護保険の指定を受けています
宮崎市指定4570100927号

当事業所は、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人	1
2. 施設の概要	1
3. 併設事業	2
4. 居室の概要	2
5. 職員の配置状況	3
6. 契約締結からサービス提供までの流れ	4
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
8. サービス提供における事業者の義務	10
9. サービスの利用に関する留意事項	11
10. 損害賠償について	11
11. サービス利用をやめる場合	12
12. 苦情の受付について	13
13. 第三者評価の実施状況	13

社会福祉法人
宮崎県社会福祉事業団

特別養護老人ホームみやざき荘

1. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団
法人所在地	宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター内
電 話 番 号	0 9 8 5 - 2 5 - 4 6 9 2
代表者氏名	蔵屋 貴浩（くらや たかひろ）
設立年月日	昭和 3 4 年 1 2 月 1 日

2. 施設の概要

サービスの種類	介護予防短期入所生活介護（平成 3 0 年 7 月 2 1 日指定）
施 設 の 目 的	介護保険の趣旨に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用していただくとともに、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練などのサービスを提供します。
施 設 の 名 称	特別養護老人ホームみやざき荘
施 設 の 所 在 地	宮崎市田吉 4 9 7 7 - 3 7 4
敷 地 面 積	1 2 , 8 2 1 m ²
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート平屋建
延 床 面 積	2 , 7 3 0 , 1 5 8 . 7 5 m ²
電 話 番 号	0 9 8 5 - 5 6 - 2 5 1 0
施 設 長 名	柿木 義久（かきのき・よしひさ）
施設の運営方針	ご利用者の人権と人格の尊重を基本に、お一人おひとりのニーズに応じた入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持に努めるとともに、ご家族の介護負担の軽減を図ります。
開 設 年 月 日	平成 1 2 年 4 月 1 日
営 業 日	年中無休
受 付 時 間	午前 8 時～午後 6 時（ただし、緊急の場合はこの限りではありません）
入 所 定 員	6 名

3. 併設事業

事業名	指定日	事業者番号	備考
介護老人福祉施設事業	平成12年2月14日	宮崎県第4570100927号	定員62名
訪問介護事業	平成11年10月27日	宮崎県第4570100455号	
居宅介護支援事業	平成11年8月26日	宮崎県第4570100042号	

4. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	一室面積	一人当たり面積	備考
1人部屋	4室	11.2 m ²	11.2 m ²	
2人部屋	3室	25.1 m ²	12.6 m ²	トイレ・洗面所付き
3人部屋	2室	27.6 m ²	9.2 m ²	トイレ・洗面所付き
4人部屋	9室	37.5 m ²	9.4 m ²	トイレ・洗面所付き
	4室	41.4 m ²	10.4 m ²	
食堂	1室	76.9 m ²		
機能訓練室	1室	88.0 m ²		
浴室	1室	88.0 m ²		一般の家庭浴槽のほか、車椅子のまま利用できる浴槽や寝たきりの方でも利用できる特殊浴槽が設置してあります。
医務室	1室	30.0 m ²		
静養室	1室	28.2 m ²		

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更：ご利用者の心身の状況等により居室を変更させていただくことがあります。その際には、ご契約者やご家族等に変更の理由を説明させていただきます。

5. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	常勤換算	基準人員	勤務時間等
施 設 長	1 名	1 名	8:30～17:30
生 活 相 談 員	1 名	1 名	8:30～17:30
介護支援専門員	1 名	1 名	8:30～17:30
介 護 職 員 (支援員)	2 1 名以上	2 1 名	早出 7:30～16:30 遅出 10:30～19:30 夜勤 15:00～10:30
看 護 職 員	3 名	3 名	早出 8:00～17:00 遅出 10:00～19:00
機能訓練指導員	1 名		8:30～17:30
管 理 栄 養 士	1 名	1 名	8:30～17:30
医 師 (嘱 託)	嘱託医回診 (南部医院) 嘱託医回診 (いといクリニック) 歯科往診 (青山歯科) 眼科往診 (中央眼科)		毎週火曜日午後 毎週水曜日午後 毎週木曜日午後 毎月第3水曜日午後

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

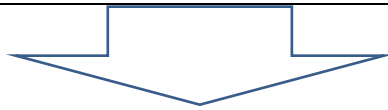
(2) 配置職員の業務内容

生 活 相 談 員 (福祉課長)	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、必要な支援を行います。
介 護 職 員 (支 援 員)	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看 護 職 員	主にご利用者の健康管理と療養上の支援を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。当事業所では理学療法士のほか看護師が兼ねて行います。
介護支援専門員	ご利用者の短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。
嘱 託 医	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

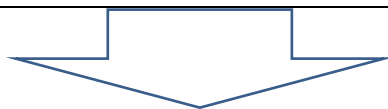
6. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第3条関係）

- （１）ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

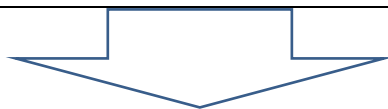
① 当事業所の介護支援専門員に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びそのご家族等と協議して短期入所生活介護計画を変更します。



④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- （２）ご利用者に関する「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づきご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- すでに実施されたサービスの利用料金は全額ご契約者の負担となります。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付対象となるサービスと利用料金（契約書第4条及び第7関係）

居 室	○ 1人部屋や2人部屋もありますが、原則として4人部屋です ○ 多床室扱いとなります。
-----	---

食 事	○ ご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ○ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 朝食 午前 8 時 15 分から 《食事時間》 昼食 午前 12 時から 夕食 午後 5 時 30 分から
入 浴	○ 入浴は最低週 2 回行います。 ○ 体調が悪く入浴できない場合などは、必要に応じて清拭を行います。 ○ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	○ それぞれのご利用者の方に応じた排泄介助を行います。 ○ 可能な限りおむつを使用しない対応に心がけます。
機能訓練	○ ご利用者の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善又はその減退を予防するための訓練を実施します。
健康管理	○ 24 時間連絡体制を確保し、嘱託医や看護職員が健康管理を行います。
その他の支援	○ 寝たきを防止するため、できるだけ離床に努めます。 ○ 整容や朝夕の更衣に留意し、快適でメリハリのある生活の支援に努めます。 ○ 年間をとおして各種の行事や園外活動、クラブ活動などを行い、生活の活性化に努めます。 ○ ご契約者のご希望に応じ、当事業所の車両で送迎を行います。

上記の介護保険給付対象サービスの 1 日当たりの利用料金は下表のとおりです。

① 短期入所生活介護費（２割負担の方は２倍、３割負担の方は３倍）

	要支援・要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	基本報酬単価	4,790 円	5,960 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
	介護保険給付額	4,311 円	5,364 円	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
	自己負担額	479 円	596 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
2	機能訓練体制加算	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
	介護保険給付額	108 円	108 円	108 円	108 円	108 円	108 円	108 円
	自己負担額	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
3	サービス提供体制加算	60 円	60 円	60 円	60 円	60 円	60 円	60 円
	介護保険給付額	54 円	54 円	54 円	54 円	54 円	54 円	54 円
	自己負担額	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円

4	夜勤職員配置加算	130 円	130 円	130 円	130 円	130 円	130 円	130 円	130 円
	介護保険給付額	117 円	117 円	117 円	117 円	117 円	117 円	117 円	117 円
	自己負担額	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
5	看護体制加算Ⅰ	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円
	介護保険給付額	36 円	36 円	36 円	36 円	36 円	36 円	36 円	36 円
	自己負担額	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
6	送迎加算（片道）	1,840 円	1,840 円	1,840 円	1,840 円	1,840 円	1,840 円	1,840 円	1,840 円
	介護保険給付額	1,656 円	1,656 円	1,656 円	1,656 円	1,656 円	1,656 円	1,656 円	1,656 円
	自己負担額	184 円	184 円	184 円	184 円	184 円	184 円	184 円	184 円
7	介護職員処遇改善加算	所定単位数の１３．６％							
8	居住費	１段階	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
		２～３段階	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
		４段階	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円
9	食費	１段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
		２段階	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円
		３段階①	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
		３段階②	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
		４段階	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円

○ 2 割負担対象者の要件

合計所得金額が 1 6 0 万円以上の方で、単身世帯で年金+その他の所得が 2 8 0 万円以上の方（年金のみは 2 8 0 万円以上相当）、夫婦世帯で 3 4 6 万円以上の方

○ 3 割負担対象者の要件

合計所得金額が 2 2 0 万円以上の方で、単身世帯で年金+その他の所得が 3 4 0 万円以上の方（年金のみは 3 4 4 万円以上相当）、夫婦世帯で 4 6 3 万円以上の方。

② 当事業所の滞在費・食費の負担額

対象者		区 分	居住費	食 費
			多床室	
生活保護受給者		利用者負担 段階 1	—	3 0 0 円
市町村民 税非課税 世帯全員 が	老齢福祉年金受給者	利用者負担 段階 2	430 円	6 0 0 円
	年金等収入 8 0 万円以下 単身 6 5 0 万円、夫婦 1 6 5 0 万円の方			
	①年金収入等 8 0 万超 1 2 0 万以下 単身 5 5 0 万円、夫婦 1 5 5 0 万円の方 ②年金収入等 1 2 0 万超 単身 5 0 0 万円、夫婦 1 5 0 0 万円の方	利用者負担 段階 3	430 円	① 1, 0 0 0 円 ② 1, 3 0 0 円
上記以外の方		利用者負担 段階 4	9 1 5 円	1, 4 4 5 円

③ 送迎費

片道 1 8 4 円（2 割負担の方は、2 倍）

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いの場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。（第 10 条関係）

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金(契約書第5条及び第7関係)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者のご負担となります。

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
特別な食事	ご契約者又はご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。	実費をいただきます。
理髪・美容	ご契約者又はご利用者のご希望により理美容師によるサービスをご利用いただけます。	○業者が月1回来荘します。料金は1,600円が基本料金です。
金銭管理	ご契約者のご希望により、現金や預金通帳、印鑑等をお預かりし、社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団預り金管理規程に基づき管理します。	○原則として、取り扱いを行っていません。
レクリエーション及びクラブ活動	ご契約者又はご利用者のご希望に応じてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	○年間計画に基づくレクリエーションやクラブ活動については基本的には無料ですが、園外活動での入場料など必要経費の実費をいただく場合があります。 ○ご契約者又はご利用者のご希望による特別な活動については原則として実費をご負担いただきます。
新聞・雑誌等の購入	ご契約者又はご利用者のご希望があれば購入等の代行を行います。	実費をいただきます。

※ 上記のほか、日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものについては、その費用の実費をご負担いただきます。

ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条関係）

前記（1）の①、②、③及び（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払ください。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関名	所在地	診療科	電話番号
南部病院	宮崎市恒久 891-14	内科・外科・胃腸科 消化器科	54-5353
いといクリニック	宮崎市郡司分 1069-1	内科（循環器・呼吸・ 腎臓内科）・泌尿器科	65-7775
中央眼科病院	宮崎市清水 3 丁目 6-21	眼科	24-8861
にしだ皮膚科	宮崎市本郷南方 2478-3	皮膚科	56-4112
青山歯科医院	宮崎市本郷南方 2040-6	歯科	56-2337

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11、12、13、14 条関係）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全確保及び健康管理に配慮します。
- ②ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又はその代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ③ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
その場合、身体拘束等の適正化を図るため、委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、適正化のための指針の整備及び職員研修を定期的実施します。
- ④事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご利用者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑤サービス提供中にご利用者の容態に急変があった場合、医療機関への連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて別紙の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。
- ⑥サービスの提供により事故が発生した場合は、県・市町村・利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行い、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
事故の発生や再発防止に向けて、事故発生防止のための指針を整備し、分析による改善策が職員に周知徹底できる体制を整備します。また、担当者を設置して事故発生防止のための委員会、研修を定期的に行います。
- ⑦高齢者の虐待防止について、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、以下の措置を講じます。
○虐待防止対策の委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
○虐待防止のための指針を整備し、担当者を設置して定期的な研修を実施します。
○虐待を受けている、もしくは疑いがあると思われる場合は、速やかに市町村に通報します。
- ⑧感染症予防及びまん延防止のため、職員に対する研修及び訓練の実施、その他の感染予防及びまん延防止も含めて、必要な委員会開催や指針整備を行います。
- ⑨ハラスメント対策のために、以下の措置を講じます。
○ハラスメント対策のための指針の周知、啓発
○職員からの相談に応じ、適切に対処できる体制の整備
○その他のハラスメント防止のために必要な措置
- ⑩感染症や非常災害の発生時において、業務を断続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。
（令和 6 年 4 月 1 日まで経過措置）

9. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたっては、他のご利用者との共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

持ち込みの制限	○ ご利用にあたり、日常生活用品、衣類以外は原則として持ち込みません。
面 会	○ 面会は随時できますが、できるだけ午前7時から午後9時までの間にお願いします。 ○ 面会の際は、その都度職員にその旨お知らせください。 ○ 食べ物を持ち込まれるときは必ずその旨を職員にお知らせください。なお、原則として生ものの持ち込みはご遠慮ください。
施設・設備の使用上の注意（契約書第12条関係）	○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者 に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価を お支払いいただく場合があります。○ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の 必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入 り、必要な措置を取ることが出来ます。ただし、その場合、ご 利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○ 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。
喫 煙	○ 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償について（契約書第16条、17条関係）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者又はご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者又はご利用者に故意又は過失が認められる場合にはご契約者又はご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 1. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第 19 条関係）

（1）契約終了の事由

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ内容で更新され、以後も同様とします。契約期間中は、以下のような事情がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との利用契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡された場合
- ② 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から利用解除の申し出があった場合（詳細は下記（2）をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から解除の申し出を行った場合（詳細は下記（3）をご参照下さい）

（2）ご契約者からの利用解除の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条、18 条関係）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用の解除を申し出ることができます。その場合には、利用終了を希望する 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、ご利用を解除することができます。

なお、契約を途中で解約する場合、キャンセル料は必要ありません。

- ① 介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者又はご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者又はご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により解除させていただく場合（契約解除）（契約書第 19 条関係）

以下の事項に該当する場合には、契約を解除させていただくことがあります。

- | | |
|---|--|
| ① | ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ② | ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、催告にもかかわらずなお30日間以内に支払われない場合 |
| ③ | ご契約者又はご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |

1 2. 苦情の受付について（契約書第 23 条関係）

社会福祉法第 8 2 条の規定により、当事業所の提供するサービスについてのご契約者の方からの苦情に適切に対応するため、以下のような体制を整備しています。

(1) 苦情解決責任者等

担 当	氏 名	所属・役職等	T E L
苦 情 解 決 責 任 者	柿 木 義 久	特別養護老人ホームみやざき荘園長	56-2510
苦 情 受 付 担 当 者	山 崎 旭	特別養護老人ホームみやざき荘福祉課長	56-2510
第 三 者 委 員			

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付ます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

- ② 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の立ち会いによる話し合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次によります。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 宮崎県福祉サービス運営適正化委員会、国民健康保険団体連合会、市町村の紹介

本事業者で解決できない苦情は、宮崎県社会福祉協議会に設置されている宮崎県福祉サービス運営適正化委員会や国民健康保険団体連合会、市町村などに申し立てることができます。

《 苦情受付機関 》

機 関 名	所在地	電話番号
宮 崎 市 介 護 保 険 課	宮崎市橘通 1-1-1	TEL 21-1777
宮崎県福祉サービス運営適正化委員会	宮崎市原町 2-22	TEL 60-0822
宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町 231-1	TEL 35-5111

1 3 . 第三者評価の実施状況

実施なし

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団
(所在地) 宮崎市原町2-22
(代表者) 理事長 蔵屋 貴浩 印

(事業所) 特別養護老人ホーム みやざき荘
(所在地) 宮崎市大字田吉 4 9 7 7 - 3 7 4
(代表者) 園 長 柿 木 義 久 印

(説明者) 職名 福祉課長 氏名 山崎 旭 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

ご契約者住所

氏 名 続柄

